

令和7年度 松山市立小野小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月16日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを全教職員が十分認識し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて児童一人一人に浸透させる。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって小野小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの防止に向けての児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校 内】

管理職、生徒指導主事、保健主事
教務主任、学年主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター

【家庭地域】

PTA、学校評議員
公民館、民生委員
青少年健全育成協議員
警察協力員

【外部専門家】

支援センター
弁護士
松山南警察署
スクールカウンセラー

【関係機関】

松山市教育委員会
松山市こども家庭センター
愛媛県福祉総合支援センター
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、学年や学校全体で組織的な指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」「生徒指導リーフいじめのない学校づくり」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 子どもたちが道徳的実践力を培うための、主体的・対話的な道徳教育を充実させる。
- ⑤ 互いのことを認め合い、心のつながりを感じることでできる支持的風土に満ちた学級経営を充実させる。
- ⑥ 児童会活動において、「いじめ0の日」を中心に、異学年交流の活動を計画するなどして、学年を越えて互いのよさや違いを認め合える場を設ける。また、松山市内小中学校による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」で他校との交流を図り、児童がいじめ問題に対して主体的に向き合う姿勢を養う。
- ⑦ 家庭や PTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】

学期	いじめ防止対策委員会（校内）年十一回	いじめ防止対策委員会（含：保護者・地域関係者）	学校評議委員会						
		学校いじめ防止基本方針の策定、修正		「学校生活アンケート」毎月実施	シブニカタプログラム（五・六年）	いじめ実態把握専用メールの運用	いじめ0の日（毎月十日）	あいさつ運動	異学年交流（縦割り班活動）
一学期		① 生徒指導に関する校内研修 ・教育相談→個別懇談 ・情報機器に関する安全教育	交番連絡協議会						人権・道徳教育の充実
二学期		② いじめ・不登校に関する校内研修 ・教育相談→個別懇談 ・人権参観日 ・人権講演会 ・ネットモラルに関する情報教育	健全育成大会 交番連絡協議会						
三学期		③ 生徒指導に関する校内研修 ・教育相談→個別懇談 ・スマートフォンに関する安全教育	交番連絡協議会						
		いじめ防止対策委員会（含：保護者・地域関係者）	学校評議委員会						
		学校いじめ防止基本方針の検証							

【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付く感性を養い、いつでも情報を共有・蓄積できる学校組織の構築を図る。
(学年会、生徒指導部会、職員会議、いじめ実態把握専用メールの有効活用等)
- ② 毎月1回(月末を基本)いじめに関するアンケートを実施するとともに、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、「いじめ実態把握専用メール」の運用やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。

【いじめに対する措置(対応)】※重大事態を含む

- ① **いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)**
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や生徒からいじめ相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安心安全を確保する。また、事実関係を正確かつ迅速に把握(5W1Hで時系列に記録)するとともに、事実を隠すことなく、関連する教職員や保護者と協力して対応する体制を整える。
- ② **組織的な対応**
情報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその組織的な指導・支援体制を組み、対応策の方針を決める。
- ③ **いじめられた児童への指導又はその保護者への助言**
いじめられている児童から、事実関係の聴取をチームを組んで行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報や指導方針を適切なタイミングで保護者へ伝え、情報の共有と信頼関係の構築を図る。
- ④ **いじめた児童への指導又その保護者への助言**
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的に対応し、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会との連携の上、保護者の理解を得た上で、特別の指導計画(出席停止も含め)等、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ **いじめ事実調査**
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ **集団への働きかけと継続的な指導**
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えられる指導を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であるという意識を徹底させ、いじめを根絶しようという態度の育成を強化する。
- ⑦ **インターネット上のいじめの対応**
教職員研修、保護者への啓発、児童生徒への適切な使用の指導の機会を設けることが未然防止につながる。インターネット上のSNSや一人一台のタブレット端末(ロイロノートやteamsなどのアプリ)におけるメッセージ機能を使ったいじめの内容として考えられる不適切な書き込みや写真、動画の投稿等については、その内容に応じて所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ **警察との連携**
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた時は、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。早めの相談を積極的に行い、早期解決に努める。
- ⑨ **重大事態への対応**
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。再発防止策の検討を行う。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにしましょう。その際、子どもの気持ち(不安・不信感・怒り等)をしっかりと受け止め、心に寄り添いましょう。 ○ 子どもの様子に変化を感じたら迷わず学校に相談し、学校と連携して対応しましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ 我が子が「いじめる側」にならないよう、普段からコミュニケーションをしっかりととり、話をして聞かせましょう。 ○ 一人一台のタブレット端末の普及に伴い、ネットトラブルの加害者にも被害者にもならないようにするために、インターネットやSNSの利用について、家庭でしっかりと子どもと相談しながらルールを決めましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。